

企画競争説明書

業務名称：全世界スマートシティアプローチの適用性に係る
情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00937

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月6日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界スマートシティアプローチの適用性に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月中旬 ～ 2022年2月下旬

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第1課 村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者
印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま
せん。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年1月18日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。

(3) 回答方法：2021年1月22日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月29日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 = 104.156 円
 - b) EUR 1 = 124.578 円
- 4) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／都市計画／スマートシティ
- b) 都市行政／推進体制・協議会
- c) 都市課題分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を、2021年2月16日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：スマートシティコンセプト・計画策定、都市開発に関連する調査業務、アドバイザー業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市計画／スマートシティ
- 都市行政／推進体制・協議会
- 都市課題分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／都市開発／スマートシティ)】

- a) 類似業務経験の分野：スマートシティコンセプト・計画策定、都市開発に
関連する調査業務、アドバイザー業務
 - b) 対象国又は同類似地域：全世界
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 都市行政／推進体制・協議会】
- a) 類似業務経験の分野：都市開発、街づくりにおける行政体・組織の設立支
援、アドバイザー業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：評価せず
- 【業務従事者：担当分野 都市課題分析】
- a) 類似業務経験の分野：都市開発・都市計画に関連する調査業務
 - b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画／スマートシティ</u>	(21)	()
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	4	
エ) 業務主任者等としての経験	4	
オ) その他学位、資格等	2	
② 副業務主任者の経験・能力：	-	()
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) 業務主任者等としての経験	-	
オ) その他学位、資格等	-	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市行政／推進体制・協議会</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>都市課題分析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	

エ) その他学位、資格等	1
--------------	---

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者が行ってください。なお、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

1. 実施時期：2021年2月3日（水）14：00～16：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の目的・背景

2016年10月に開催された第三回国連人間居住会議(ハビタットⅢ)において採択されたニュー・アーバン・アジェンダにおいては、世界の都市人口は2050年までに倍増し、UN World Urbanization Prospects(2018)によると、2050年には都市化率も68%に達すると予測されている。このような急速な都市化が進む地域においては、人口流入に対して必要とされる住宅や基礎インフラの整備が追い付かず、交通面、環境面等での弊害が発生する等の深刻な問題が発生している状況にある。

これら都市課題を新技術により解決する手法として2010年頃からスマートシティの取り組みが広まってきたが、特定技術の活用を念頭に置いたエネルギーや交通分野といった個別分野での効率化など「個別分野特化型」「技術オリエンテッド」の取り組みが多く見られてきた。しかし、近年では都市全体や住民視点での都市課題を解決するための「分野横断型」「課題オリエンテッド」のスマートシティの取り組みが求められている。

都市化のスピードが加速していく中、様々な都市課題に対応すべく、効率的な都市管理、都市サービスの向上などが求められており、都市課題解決の手法の一つとしてスマートシティ化の取組が挙げられる。他方で、その手法・アプローチについては、日本国内外での事例が複数存在するものの、概念・定義や対象とする範囲、手法についての議論は進行途中である。我が国では、国土交通省が、スマートシティを「都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメントが行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」と定義づけ、日本全国各地で推進し、ている。さらに、2020年10月に「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備を盛り込んだ「改正国家戦略特区法」が施行され、地域の「困った」を最先端の本邦技術を活用して、世界に先駆けて解決する「スーパーシティ」構想を通じて、「まるごと未来都市」の実現を、地域と事業者と国が一体となって目指す取組が始動している。

スマートシティを実現する方策は単一ではなく、その都市・地区の特性に応じたアプローチが必要であり、ある都市における先進事例が他の都市でそのまま適用できるものではない。それぞれの都市が持つ歴史や背景、環境は異なるため、他の都市と同じ課題が生じていたとしても、単純にその取組をそのまま模倣・導入すれば解決するというものではない。一方で、全てのプロセスを一から作り出す必要はなく、共通する課題やそれに対するソリューションを見極め、活用が進むテクノロジーやソリューションを活用していくことも重要である。特に急速な都市化が進みインフラ需要の高い開発途上国においては、スマートシティの実現を念頭に置いたインフラ整備を行うことが期待されることも踏まえ、都市の発展段階や個別の状況・特性に基づいた、適用可能な方策やアプローチについて検討する必要がある。段階的な発展も含め、スマートシティを実現するために必要な構想づくりや実施体制等も検討していく必要がある。

また、COVID-19の流行を受け、非接触、密集の回避等、新たな都市の在り方(生活様式)への対応も求められることが想定される。

スマートシティは単なる目指すべき都市の「姿」ではない。ワンショットの開発ではなく、様々な社会課題を継続的に解決していくためのしかけ、仕組みづくりであると言える。社会課題の解決が住民の生活の質の向上、満足度、まちの魅力につながるような仕組みも必要である。また、スマートシティの実現には技術・テクノロジーの活用が不可欠であるが、テクノロジーありきの検討では社会課題の解決にはつながらない。各都市の解決すべき課題が特定された後に適切なテクノロジーを選択することが重要であることにも留意が必要である。個別の技術・テクノロジー、アプローチを重視するあまりに課題が断片的にしか解決されない、課題が複数分野にわかるものである一方で個別分野に特化したソリューションにとどまるような状況では、真の課題解決にはつながらない可能性がある。このような事態を避けるためには、テクノロジーと都市生活を支えるサービスを組み合わせること、テクノロジーによりもたらされる付加価値に着目することが重要である。また、住民、政府・自治体、民間企業、研究機関等のアクターがそれぞれの特性・責任に基づいて連携・協力するような関係構築も必要となってくる。

かかる状況を受け、途上国におけるスマートシティの在り方及びその実現に向けた支援方策について複数のモデルを検討し、我が国が協力していく上で取り得るアプローチや有するツールについて検討すべく、本調査を実施することとした。

2. 目的と業務の範囲

本調査は、スマートシティの先行事例を踏まえ、開発途上国都市の実情を理解し、スマートシティ実現に向けた協力の方策・アプローチ、及び実施体制等、ニーズに応じた協力の枠組みの検討を行い、今後JICAが協力事業を行うためのリファレンスを整備することを目的とする。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために、「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「4. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「5. 報告書等(成果品)」に示す報告書等を作成するものである。

3. 調査実施上の留意事項

(1) 本調査の狙い

スマートシティに関するコンセプト、事例は日本国内外多く存在し、構成する要素や推進する主体の在り方についての説明はあるものの、今後途上国がスマートシティを実現していくにあたり、どのような状況にあるときに、どのようなアプローチから始めるべきかという検討に有益となる分析はなされていない。これら「先行事例」を通じて学べる、①段階的な開発(スマートシティ化)を行う際の複数のシナリオの整理、②先進国の事例から各スマート化のステップにおける必要な条件(政策・法律・制度・組織、財政等)、③各スマート化アプローチが有効となるケースシナリオ(人口規模、既存のインフラシステム等)等の各方面から整理し、「どのような課題を有する都市が、どのような状況を満たすと、どのアプローチを採ることが出来るのか」というマトリクス(案)を複数検討する。

調査実施にあたっては、前半は国内作業を中心とし、先行事例から、スマートシティの定義・コンセプト、構成要素、関係するアクター、を整理し、段階的なスマートシティ化のロードマップ案(複数)の検討を行う。後半は、これら「仮説」について、ASEAN10か国のうちの複数の都市(2~3か国)を対象に、都市課題に照らし合わせて先方の意向や実施意義・将来的なニーズ等について現地調査を通じて確認することを想定している。

これらの作業を通じて、途上国(主に東南アジア)の都市が課題解決の一方策としてスマー

トシティを試行する際に、ODAとして協力することが有効と考えられる条件整理、それに伴う有効なアプローチを整理する(例:メニュー表の作成)。

(2) 本調査の位置づけ

本調査は、スマートシティに関する一般的な概念並びにアプローチを整理し、それを途上国の状況に応じて適用する際に留意すべき事項、取るべきステップ(段階的なアプローチ)、関与すべき組織等を整理することを目的としている。よって、特定の国や都市における案件形成や特定技術の導入可能性の検討を行うものではない。

また、課題解決の一方策としてのスマートシティを想定しているが、必ずしも全ての国・都市に導入推進することを想定しているものではなく、JICAとしての協力の意義・有効性がある、成り立つ状況・条件を整理するものである。

(3) 調査を通じて期待されるアウトプット

主に次の事項について分類整理(マトリクス、星取表、概念表等)を作成することを想定している。①国内外の先行事例(基本的な構成要素、ツール、アプローチ、スマート技術、組織体制等)、②①の事例を途上国に導入する際の留意点並びに調整・修正を加えるべき点の整理を行い、途上国(主にASEAN)においてスマートシティを実現する際の複数のロードマップ・段階的アプローチの提案、③各都市(ASEAN10か国の首都並びに特徴的な都市、加えてASEAN Smart City参加26都市)における都市課題の整理並びに主な都市課題の分類、同分類に対応するスマート技術の対応案の整理、④実証実験(POC)の事例整理と実施条件の整理の4点を想定。ただし、これ以外にも有益と考えられる分類・整理法、アウトプットイメージがある場合には、プロポーザルにて提案すること。

(4) 調査の流れ

基本的には以下のような流れを想定しているが、具体的な調査工程はプロポーザルにて提案すること。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
レポート作成	ICR▲		ITR▲						DFR▲		FR▲
事例整理	→										
都市課題分析				→							
仮説策定			▲								
現地調査						→					
招へい										▲	

*ICR: インセプションレポート、ITR: インテリムレポート、DFR: ドラフトファイナルレポート、FR: ファイナルレポート

(5) 調査対象国・地域

前半に想定しているデスクトップレビュー(事例)の対象は全世界を対象とし、仮説の検証を目的とした現地調査はASEAN10か国のうちの複数都市(2~3か国)を想定する。なお、先行事例に関する現地調査が必要・有益と考えられる場合には、現地調査対象国として具体的な国・都市名とその理由をプロポーザルにて提案すること。また、仮説の検証を目的として調査対象国については、プロポーザル段階では「想定」として提案することとし、前半の国内作業による事例分析、仮説の策定が完了した段階で適切と考えられる調査対象について、機構と協議の上最終的な対象国・都市を決定することとする。

(6) 有識者の関与

スマートシティに関しては様々な学会、団体において事例研究や検討がなされていることから、日本都市計画学会、スマートシティインスティテュートを始めとする有識者によるアドバイスを想定している。調査実施の各段階において、これら有識者との意見交換の場を複数回設定することを想定している。有益なインプットが考えられる学会や団体、有識者についてプロポーザルにおいて提案すること。

(7) 招へい事業の実施

ASEAN各国の都市関係者は、必ずしもスマートシティのコンセプト、事例を熟知している訳ではないことから、日本や参考となる都市事例の視察が有益と考えられるところ、招へい事業を想定している。目的は先行事例に対する理解を深めること、また各国の都市課題を共有しつつ課題解決の方策としてのスマートシティの有効性について議論を深めることの2点である。対象はASEAN10か国から各国2名～3名程度、期間は1～2週間程度を想定している。現時点で有効と考えられる視察先・事例についてプロポーザルにおいて提案すること。

また、招へい事業の機会を活用してビジネスマッチングの機会を設定することも検討しているため、詳細な招へいの内容・日程については別途協議の上決定することとする。

加えて、招へいの結果を受け、将来的な本邦研修の可能性も視野に入れ、研修のプロトタイプを検討し、研修概要・プログラム概要(案)を取りまとめる。

(8) 本調査で扱う範囲と今後の議論との関係

スマートシティの実現は、これまでのモノ(インフラ)を中心とした都市開発からデータを活用した都市への転換(IOTや都市OS)、動的に変化するインフラの活用(ドローン、MaaS等)の二方向に発展していくものであると理解できる。

本調査で扱う範囲は、これらの方向性は意識するものの、その前段階の道筋を整理することを主目的としている。そのため、IOT導入や都市OS導入、MaaSの導入等を主眼としたアプローチを議論の中心課題とはしないことに留意が必要である。

また、これまでの各種調査において、スマートシティの実現における課題としての以下の点についても、本事業では直接の検討対象とはせず、必要に応じて今後の検討課題の整理を行うこととする。

- ① 「スマート化」と「都市開発」を横断的に議論・設計できる人材の育成
- ② データマネジメント組織の整備
- ③ 法制度・インフラ整備
- ④ 事業モデルの事業投資・回収のバランス調整並びに必要とされるメカニズム

4. 業務の内容

(1) 関連資料、関連情報の収集・分析等

既存の文献、報告書等スマートシティの事例・取組に関する情報収集と分析を行い、本調査における調査項目の再精査や課題の確認・整理を行う。

(2) インセプションレポートの作成

調査の実施工程を含む調査計画をインセプションレポート(案)としてまとめ、JICAに説明し協議する。JICAからのコメントを受け、調査計画に反映する。

(3) 既存事例の収集・枠組みの整理

我が国・各国の政府機関や民間企業、ドナー等が実施している各種調査を基に情報収

集を行い、必要に応じて意見交換(オンラインを想定)を行う。オンライン面談のセットにJICAの支援が必要な場合には、レター発出等の側面支援を行うことが可能であり、前広に相談すること。

特に以下の点については重要な点と考えられるため、既往の調査を十分確認・情報収集した上で、取りまとめること。

- ① スマートシティの効用
- ② スマートシティの基本的な構成要素
- ③ スマートシティ実現のためのツール、アプローチの検討
- ④ スマートシティ実現における主なプレーヤー、アクター
- ⑤ スマートシティ実現における官民分担
- ⑥ スマートシティ実現の推進主体の違い
- ⑦ スマートシティを実現する上での組織体(協議会)、合意形成・住民参加の枠組

(4) スマートシティ実現に向けたロードマップ案、段階的アプローチの検討

既存の枠組みの整理・分析を通じて、スマートシティを実現するための入り口(複数)から最終的なゴールまでをまとめたロードマップを複数案検討する。その際、開発途上国におけるグリーンフィールド(新規の都市開発)とブラウンフィールド(既存都市の再生化)それぞれにおけるアプローチの違いに留意すること。特に、ブラウンフィールドにおいては段階的なアプローチが重要であると考えられることから、段階的なアプローチを視野に入れ、全体的な流れ(構想づくり、課題解決、組織体制、制度整備、事業計画策定等)の中でどのような切り口から開始し、段階ごとに整備・合意すべき事項があるか整理すること。

グリーンフィールド、ブラウンフィールドの違いも踏まえ、ロードマップ案・段階的アプローチの検討にあたっては想定される適用可能なパターンを複数提案すること。

(5) 途上国都市におけるスマートシティアプローチ導入にあたっての留意点の検討

上記までのレビューや分析・検討を踏まえ、ロードマップの検討と合わせ、スマートシティアプローチの導入の適用可能性を検討するクライテリア、そのために必要となる条件(状況)等、途上国の各都市における導入にあたっての留意点を取りまとめる。取り纏めにあたっては、先行事例調査に用いた以下の視点を踏まえたものとする。

- ① スマートシティの効用
- ② スマートシティの基本的な構成要素
- ③ スマートシティ実現のためのツール、アプローチの検討
- ④ スマートシティ実現における主なプレーヤー、アクター
- ⑤ スマートシティ実現における官民分担
- ⑥ スマートシティ実現の推進主体の違い
- ⑦ スマートシティを実現する上での組織体(協議会)、合意形成・住民参加の枠組

(6) JICAがスマートシティ協力を行うためのツール整備

JICAは協力事業を始める前に、相手国からの要請内容のコンサルテーション、要請内容の審査、相手国との事前協議を行っている。この過程で必要となる、相手国側が有している実施リソースとして、実施機関、関連団体の存在、法・制度、官民連携枠組み、社会的準備状況(Social Preparedness)、基礎インフラなどをチェックリストとしてまとめる。

また、相手国側とのファーストコンタクトを想定して、スマートシティを理解してもらう汎用的な紹介プレゼンテーション資料(スライド20~30枚程度)を用意する。ODAの役割を踏まえたものとし、官民の分担と連携がわかるものとする。

(7) インテリムレポートの作成・協議

上記(6)までの作業をとりまとめインテリムレポート(案)を作成し、JICAに提出、有識者を含めた関係者に説明し意見交換を行う。JICA・有識者からのコメントを受けて修正・反映後、現地調査において先方政府にも共有し、説明・意見交換を行う。各国・都市からの意見聴取を行い、ドラフトファイナルレポートにて反映する

(8) ASEAN10か国の各都市に典型的な都市課題の抽出と対応するスマート技術の検討

ASEAN Smart City Networkに参加している26都市については、各都市が認識する主な課題が挙げられているが、本調査においては、この26都市に加え、ASEAN10か国の首都(第1の都市)並びに特徴的な都市(人口増減が著しい、首都移転候補地、観光地、文化遺産地域等)を対象に、データから見える都市課題や特性(政策的に開発が予定されている都市、人口規模・人口増加の速度、面積、経済レベル、整備されているインフラの状況、既に導入されているスマート技術等)に基づいた都市課題について文献調査を通じて列挙する。それら複数の課題を分類化し、各課題に対応するスマート技術を整理したマトリックス表を作成する。

(9) スマートシティのビジネスモデルの検討、実証実験・社会実装の事例並びにこれら実施のための前提条件(法規制等)の整理

主にグリーンフィールドが対象と考えられるが、先行事例の分析を通じてビジネスモデルとして必要な諸条件(官民分担、リスクヘッジ、経済性、インセンティブ制度等)や開発利益並びに分配・還元の方法、課題・留意点等を整理する。加えて、民間技術の実証実験・社会実証の事例(好事例並びに失敗事例)、実施のための条件(技術的な観点に加えて行政や組織の観点も含むことが望ましい)について先行事例から整理を行う。

これらの調査・検討を通じて、官側に期待される役割やリスク・費用分担を検討する際の項目を整理する。

(10) ウィズコロナ、アフターコロナにおけるスマートシティの展望・見通しの検討

ウィズコロナ、アフターコロナにおいては、密集回避、非接触等の考え方が浸透すると考えられるところ、スマートシティにおける必要なコンセプトやアプローチ、技術も新たな視点が必要になってくる。これら展望・見通しについて、先行事例や各国政府関係者からのヒアリングを通じて取り纏める。

(11) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

上記までの作業結果をまとめ、ドラフトファイナルレポート(案)を作成し、JICAに提出し、併せて有識者に対して説明・意見交換を行う。JICA・有識者からのコメントはファイナルレポートに反映させる。

(12) 招へい事業の実施

スマートシティの取組の好事例を複数視察することにより、目指すべき姿、必要となる組織や政府側の支援についての理解を深めること、また各国の都市課題を共有しつつ課題解決の方策としてのスマートシティの有効性について議論を深めることを目的に招へい事業を実施する。招へい事業に合わせてビジネスマッチングの機会を設定すると共に、招へいの結果を受け、将来的な本邦研修の可能性も視野に入れ、研修のプロトタイプを検討し、

研修概要・プログラム概要(案)を取りまとめる。

招へい事業の結果はファイナルレポートに反映させる。

(13) JICAが支援すべき範囲・取組の整理、方策案の検討

上記までの検討結果を踏まえ、JICAと今後支援すべき範囲・取組、方策案について意見交換を行う。

アウトプットとして期待されている、①国内外の先行事例(基本的な構成要素、ツール、アプローチ、スマート技術、組織体制等)、②①の事例を途上国に導入する際の留意点並びに調整・修正を加えるべき点の整理を行い、途上国(主にASEAN)においてスマートシティを実現する際の複数のロードマップ・段階的アプローチの提案、③各都市(ASEAN10か国の首都並びに特徴的な都市、加えてASEAN Smart City参加26都市)における都市課題の整理並びに主な都市課題の分類、同分類に対応するスマート技術の対応案の整理、④実証実験(POC)の事例整理と実施条件の整理、の4点を踏まえ、途上国(主に東南アジア)の都市が課題解決の一方策としてスマートシティを試行する際に、ODAとして協力することが有効と考えられる条件整理、それに伴う有効なアプローチをJICA側に提案すること。

同提案に基づき、有識者に対して調査結果並びに提案内容の説明を行い、意見交換を行う。

(14) ファイナルレポートの作成・提出

上記(13)に対するJICA並びに有識者からのコメントを反映し、ファイナルレポートを提出する。

5. 報告書等（成果品）

作成・提出する報告書等は以下のとおり。(1)～(3)、(5)の電子データ形式での提出は電子メールやGIGAPODを通じた提出を可とする。(4)の電子データ形式はCDでの提出を必須とするが、併せて電子データ等で提出することは妨げない。

(1) インセプションレポート

記載事項：業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2021年4月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年6月中旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年12月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(4) ファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2022年2月中旬

提出部数：製本（和文5部・英文10部）及び電子データ形式（CD-R 和・英1セット）

(5) 広報資料

記載事項：本調査の結果を10枚以内のリーフレットにまとめたもの

提出時期：2022年2月中旬

提出部数：製本（和文100部・英文100部）及び電子データ形式

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. スマートシティの概要
 - (1) スマートシティの背景と経緯、意義
 - (2) スマートシティ開発の概要
 - (3) スマートシティ開発にかかる既往調査
 - (4) スマートシティの関連政策・法制度
 - (5) スマートシティに関連する組織・アクターの概要

2. 先行事例のレビュー結果
 - (1) スマートシティの効用
 - (2) スマートシティの基本的な構成要素
 - (3) スマートシティ実現のためのツール、アプローチの検討
 - (4) スマートシティ実現における主なプレーヤー、アクター
 - (5) スマートシティ実現における官民分担
 - (6) スマートシティ実現の推進主体の違い
 - (7) スマートシティを実現する上での組織体（協議会）、合意形成・住民参加の枠組
 - (8) 関連する法・制度と必要な対応

3. 途上国都市におけるスマートシティアプローチ実現に向けたロードマップ、段階的アプローチ

4. ASEAN10か国の各都市に典型的な都市課題の抽出と対応するスマート技術

5. 開発途上国におけるスマートシティのビジネスモデルの提案

6. 実証実験・社会実装の事例並びにこれら実施のための前提条件

7. ウィズコロナ、アフターコロナにおけるスマートシティの展望・見通し提言

8. 日本/JICAの協力量針の検討
 - (1) 日本の強みやスマートシティアプローチ適用可能性の検討
 - (2) 今後の協力量針への提言

以上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2021年3月に業務を開始し、2021年6月を目途にインテリムレポートを提出し、2021年12月を目途にドラフトファイナルレポートを提出し、2022年2月にファイナルレポートを提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約25M/M（現地15MM+国内10MM）を目途とする。

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

- ・業務主任者／都市開発／スマートシティ(2号)
- ・都市行政／推進体制・協議会(3号)
- ・都市課題分析(3号)
- ・組織／政策・法制度
- ・スマート技術／スマートサービス
- ・スマートインフラ①(ハードインフラ)
- ・スマートインフラ②(データ収集・活用、センサー等)
- ・都市OS／データベース
- ・ビジネスモデル／投資／不動産開発
- ・空間計画

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

プロポーザル及び見積書は、COVID-19による渡航可否への影響がない前提で作成することとし、「第2章 業務の目的・内容に関する事項」の「3.調査実施上の留意事項」に記載の通り、COVID-19影響下においても、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）について積極的な提案を求める。本業務においては、2021年10月の現地渡航を想定しているが、COVID-19の影響により渡航が2021年11月以降になった場合に事前に実施できる国内業務について提案があれば、制限ページ数外で記載すること。（制限ページ数外の提案については、見積り、別見積もり、どちらへも計上は不要とする。）

3. 参考資料等

特になし

4. 相手国の便宜供与

（1）カウンターパートの配置

（2）事務所スペースの提供

5. 現地再委託

現時点では想定していないが、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託の提案を認める。提案する場合、現地再委託経費は本見積りに含めて計上すること。

なお、現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

6. 本邦再委託

本業務実施にかかる本邦再委託は想定していないが、再委託によって効率的・効果的に実施できる業務があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

（1）安全管理

現地渡航前に外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地調査する各国のJICA事務所を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

また、現地業務中における安全管理体制をJICAに提出する。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上